| | 雇用保険二事業 | |
|---|---|---|
| 名称 | 雇用安定事業 | 能力開発事業 |
| 委託 | 政府は、雇用安定事業の一部を独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする | 政府は、能力開発事業の一部を独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする |
| 対象事業 | 政府は、被保険者等（被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる<br><br>①景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させる事業主その他の労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと<br>（例） 雇用調整助成金の支給<br><br>②離職を余儀なくされる労働者に対して、求職活動をするための休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと<br>（例） 早期再就職支援等助成金の支給<br><br>③定年の引上げ、継続雇用制度の導入、高年齢者就業確保措置の実施等により高年齢者の雇用を延長し、又は高年齢者等に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと<br>（例） 65歳超雇用推進助成金の支給<br><br>④「同意地域高年齢者就業機会確保計画」に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する事業のうち雇用の安定に係るものを行うこと<br><br>⑤雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により、新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと<br>（例） 地域雇用開発促進助成金の支給<br><br>⑥①～⑤のほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であって、省令で定めるものを行うこと<br>（例） 特定求職者雇用開発助成金の支給 | 政府は、被保険者等（被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者）に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる<br><br>①職業能力開発促進法に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、認定職業訓練その他当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと並びに当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと<br><br>②公共職業能力開発施設または職業能力開発総合大学校を設置し、又は運営すること、職業能力開発促進法に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと<br><br>③求職者及び退職を予定する者に対して、職業講習並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること<br><br>④職業能力開発促進法に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと<br><br>⑤職業訓練又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主に対して、必要な助成を行うこと<br><br>⑥キャリアコンサルティングの機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うこと<br><br>⑦技能検定の実施に要する経費の負担、技能検定を行う法人その他の団体に対して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと及び技能検定を促進するために必要な援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと<br><br>⑧「同意地域高年齢者就業機会確保計画」に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと<br><br>⑨①～⑧のほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であって、省令で定めるものを行うこと<br><br>（例） 人材開発支援助成金<br>（雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能を修得させるための職業訓練等を受講させる事業主等に対して助成するもの） |
| 就職支援法事業 | 政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練を行う者に対して、助成を行うこと及び特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。 | |
| 事業等の利用 | 雇用安定事業及び能力開発事業の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる | |

SAMPLE

【参考】

| | | |
|---|---|---|
| **早期再就職支援等助成金** | | |
| | 再就職支援コース | 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主（再就職が実現した場合に限る）に対して助成 |
| | 雇入れ支援コース | 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、当該労働者の賃金を5%以上上昇させた事業主に対して助成 |
| | 中途採用拡大コース | 中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用者の採用を拡大（①中途採用率の拡大または②45歳以上の中途採用率の拡大）させた事業主に対して助成 |
| | UIJターンコース | 東京圏からの移住者（※）を雇い入れた事業主に対してその採用活動に要した経費の一部を助成<br><br>（※）デジタル田園都市国家構想交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る |
| **特定求職者雇用開発助成金** | | |
| | 特定就職困難者コース | 高年齢者（60歳以上）や障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成<br><br>（※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること |
| | 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース | 発達障害者または難病患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成<br><br>（※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること |
| **トライアル雇用助成金** | | |
| | 一般トライアルコース | 職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者（※）を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成<br><br>（※）次の①～⑤のいずれかに該当する者<br>①2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者<br>②離職している期間が1年を超えている者<br>③妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの<br>④生年月日が1968（昭和43）年4月2日以降の者で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者<br>⑤就職支援にあたって特別の配慮を要する者（生活保護受給者、母子家庭の母等、日雇労働者など） |
| | 障害者トライアルコース | 就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成 |
| **キャリアアップ助成金** | | |
| | 正社員化コース | 有期雇用労働者等を正社員化した事業主に対して助成 |
| | 障害者正社員化コース | 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成 |
| | 賃金規定等共通化コース | 有期雇用労働者等の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給させた事業主に対して助成 |
| **両立支援等助成金** | | |
| | 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金） | 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成 |
| | | 男性労働者の育児休業取得率が、上記の助成を受けてから3年以内に30%以上上昇した中小企業事業主や、一定の場合に2年連続70%以上となった中小企業事業主に対して助成 |
| | 介護離職防止支援コース | 介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主、または仕事と介護との両立に資する制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成 |
| | 育児休業等支援コース | 育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成 |

SAMPLE